

第1章 目黒区環境基本計画の考え方

- 1 計画改定の背景
- 2 計画改定の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の担い手

1 計画改定の背景

環境問題は、地球温暖化の影響による気温の上昇や集中豪雨・山火事の増加、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全、海洋プラスチック問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに係る課題であり、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、区民・事業者・区民団体・区など多様な主体のパートナーシップのもと協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

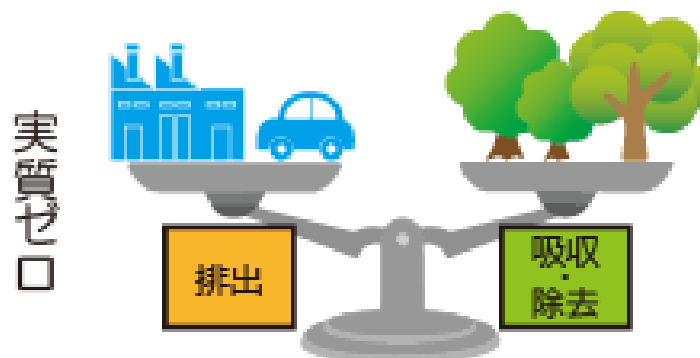
目黒区では、区の環境保全の基本的考え方を明らかにし、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、2000（平成12）年12月に「目黒区環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、「目黒区環境基本計画」を策定して環境の保全に関する様々な施策を進めてきました。また、地球温暖化問題については、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた具体的な取組を進めてきました。

近年、地球環境をめぐる社会情勢に大きな変化があり、特に国内外において脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。目黒区でも2022（令和4）年2月1日に2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロ（脱炭素化）とするゼロカーボンシティの実現を目指すことを表明しました。

2017（平成29）年3月に改定した「目黒区環境基本計画」から5年が経過し、また、2014（平成26）年3月に策定した「目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）」の計画期間が終了することから、区では環境政策に関する動きや経済・社会の状況の変化に対応するとともに、目黒区ゼロカーボンシティの実現に向けて「地球温暖化対策地域推進計画」を含めた「目黒区環境基本計画」を改定することとしました。

カーボンニュートラルとは？

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態。



目黒区ゼロカーボンシティの表明

～目黒区は2050年のゼロカーボンシティの実現を目指します～

近年、地球温暖化の進行により、世界的に気象災害が頻発し、我が国でも台風や集中豪雨による深刻な被害が発生しています。

地球規模の気候変動に対応するため、令和3年5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるとともに、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策に関する目標設定を追加することが、義務付けられました。

また、令和3年10月31日から11月13日までの期間、イギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆるCOP26では、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」が、世界共通の目標として位置付けられました。

目黒区はこれまで地球温暖化対策地域推進計画に基づき、令和2年度(2020年度)の二酸化炭素(CO₂)排出量の目標を平成22年度(2010年度)比7%削減として取り組んできました。しかし、2050年の二酸化炭素(CO₂)排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現の重要性に鑑み、さらなる取組が必要不可欠です。

そうした状況を踏まえ、目黒区は、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた様々な取組を、力強く推進していくことを表明します。

ゼロカーボンシティの推進に当たっては、「目黒区環境基本計画」及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」の改定を一体的に進め、具体的な推進策及び実現に向けたロードマップを策定していきます。

具体的な取組に際しては、目黒区役所が率先垂範して脱炭素化に取り組むとともに、区民、事業者、学校をはじめとする多様な主体に対する周知・啓発を積極的に行うなど、意識の醸成と相互理解の中で脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを強力に推進してまいります。

令和4年2月1日

目黒区長 青木 英二

2 計画の目的と位置付け

本計画は、目黒区環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、同条例第 3 条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。

区の最上位計画である「目黒区基本構想」に掲げる将来像「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」を環境面から実現する、目黒区の環境行政の基礎となる計画で、「目黒区基本計画」の補助計画として位置付けられます。

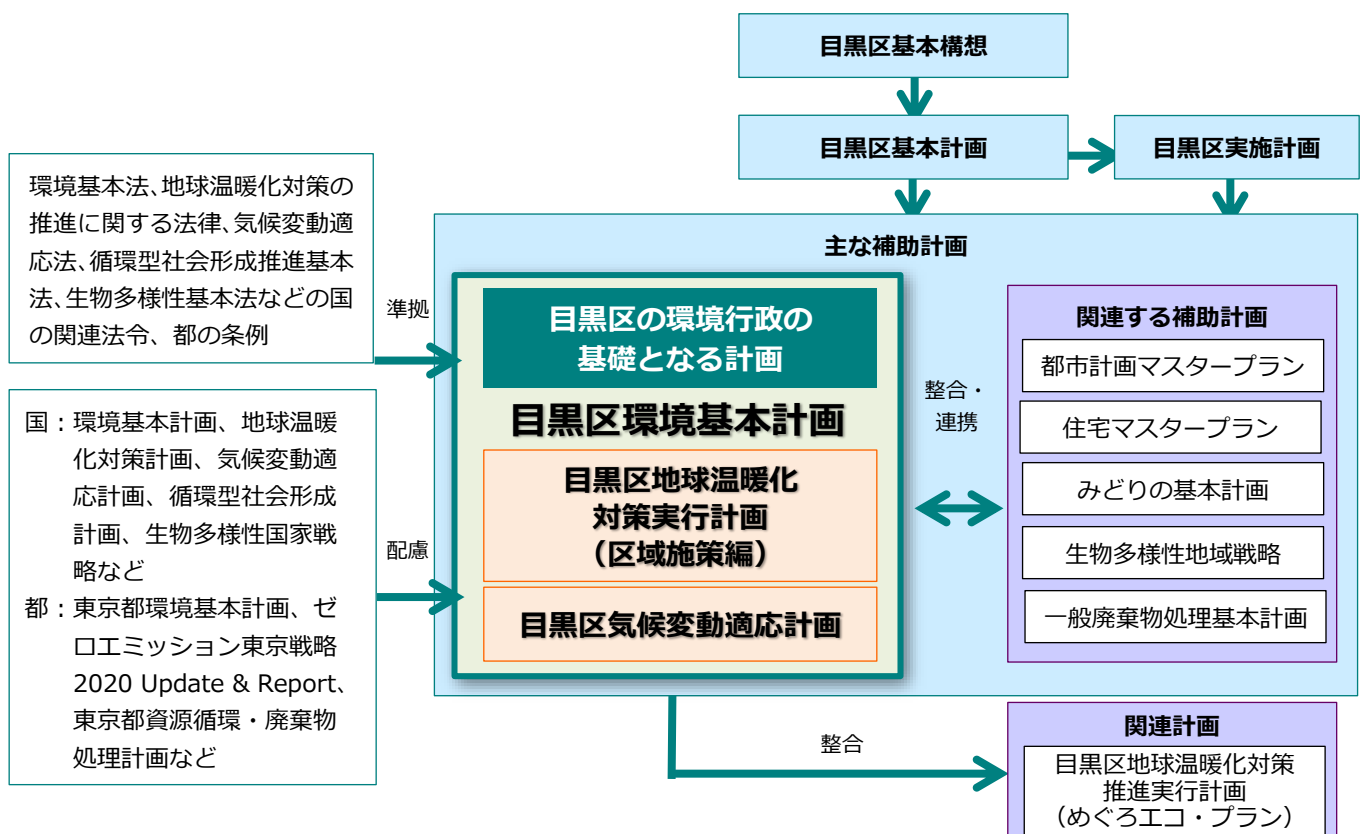
さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」である「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」については名称を「目黒区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とし、また新たに、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を「目黒区気候変動適応計画」として定めることとし、この両計画を包含した計画として本計画を位置付けます。

本計画の策定にあたっては、国や都の環境に関連する法律や計画に配慮するとともに、区が策定する環境に関連する補助計画などと整合を図りました。

また、本計画の推進にあたっては、SDGs の達成に貢献し、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

計画の具体化は、「目黒区実施計画」又は、各年度の予算によるものとします。

目黒区環境基本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、「目黒区基本計画」の政策を反映するため、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。なお、社会状況の変化等に応じて、概ね5年を目途に中間見直しを行います。

目黒区環境基本計画の計画期間

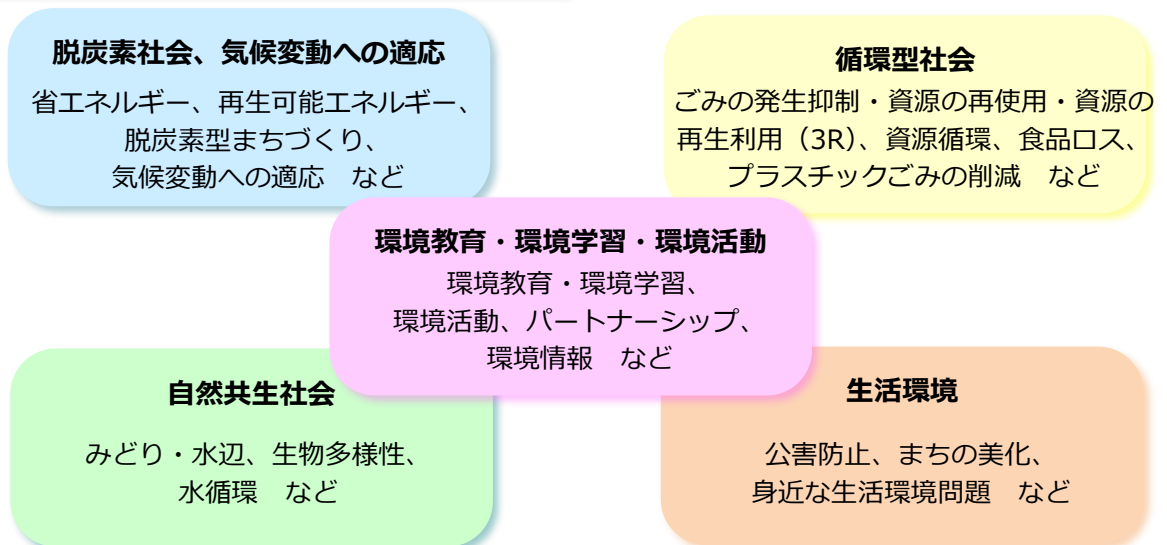


4 計画の対象範囲

本計画は、区を取り巻く社会情勢の変化、国や都の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は目黒区全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や都、他の地方自治体等と協力しながら取り組むものとします。

目黒区環境基本計画の対象範囲



5 計画の担い手

本計画は、区民、事業者、区がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する取組を推進するとともに、これらの担い手のパートナーシップにもとづく協力・連携により、区の目指すべき環境像の実現に向けた取組をより効果的に進めていきます。

目黒区環境基本計画の担い手の役割

